

令和6年度 第1回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会（定例会） 議事録（議事要旨）

1 日 時：令和6年6月6日（木）午前10時00分～午前11時50分

2 場 所：千葉市役所 XL203会議室

3 出席者：（委員）

野口 泰三、國吉 浩二、佐々木 剛、西田 祥子、愛甲 修子
（教育委員会職員）

川名 正雄 学校教育部長、松田 昌幸 学校教育部参事、長谷川 信 学事課長、
八斗 孝之 教育指導課長、保田 裕介 教育支援課長、太刀川 裕 保健体育課長
細川 義文 教育センター所長
（事務局）

宮本 裕子 教育支援課主任指導主事、水本 昌吾 教育支援課指導主事

4 議 題

- （1）開会
- （2）教育委員会挨拶
- （3）委員紹介
- （4）委員長挨拶
- （5）委員会の運営について
- （6）本市のいじめ防止対策等について
- （7）協議
- （8）その他
- （9）閉会

5 議事の概要

- （1）開会
保田教育支援課長の進行により開会。
- （2）教育委員会挨拶
川名学校教育部長から挨拶。
- （3）委員紹介 （4）委員長挨拶
いじめ等の対策及び調査委員を保田教育支援課長より紹介し、一言ずつご挨拶を頂いた。
一言ずつの挨拶の際に、委員長、副委員長には就任の挨拶を併せて頂いた。
教育委員会職員、事務局は資料をもって紹介とした。
- （5）委員会の運営について
事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。
- （6）本市のいじめ防止対策等について
事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、
本市のいじめ防止対策について説明をした。
- （7）協議

6 会議経過

（1）開会

（保田教育支援課長）本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか？

（宮本主任指導主事）いいえ。

（保田教育支援課長）定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の保田でございます。よろしく願いいたします。本日の会議ですが、公開内容は、レジュメの6番までとなります。7番からは、個別の事案のため非公開となりますのでご了承ください。

本日は、大変お忙しいところ「第1回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、秋幡教育次長よりご挨拶申し上げるところとなりますが、本日、千葉市議会の対応のため、欠席させてい

ただいております。替わりまして、川名学校教育部長よりご挨拶申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

(川名学校教育部長) 本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の施行に基づき、平成26年度より教育委員会の附属機関として設置されています。主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策を提言していただくこととともに、教育委員会の諮問を受け、いじめ等による重大事案の事実関係を調査していただくことです。

委員の皆様におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただきました野口委員、佐々木委員、國吉委員、そして新しく委員をお引き受けいただいた愛甲委員、西田委員に心より感謝申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本市としては、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであると捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期解消を基本とし、学校全体で組織的に対応することを大切にしております。

各学校におけるいじめ対策が実効的に行えるよう、本市の実態を分析し、いじめ防止等のための対策について、委員の皆様の専門的な見地からご意見やご助言を賜りたいと考えております。

結びに、委員の皆様におかれましては、様々ないじめ事案の対応や調査等に際し、ひとかたならぬご支援を賜り、深謝いたします。今後も、公私ともにご多用なことと存じますが、本市のいじめ対策の充実に、特段のお力添えをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

(4) 委員長挨拶

(保田教育支援課長) 続きまして、委員紹介です。

本調査委員会の中村委員長、山崎委員は、今年6月の任期終了に合わせ、退任されました。中村委員長、山崎委員におかれましては、臨時委員として、本調査委員会に引き続きご助力いただくこととなりました。また、野口委員、國吉委員、佐々木委員には引き続き、ご助力いただくことになっております。

これに伴い、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第4条第3項および第5項に則って5名の委員を、第2項に則って2名の臨時委員を、令和6年6月4日付で任命させていただきました。皆様の机の上に任命書を置かせていただいておりますので、ご確認ください。

また、本委員会の委員長及び副委員長ですが、事前に委員の皆様からご意見をいただき、互選によって決定しております。委員の皆様を紹介する際、併せて委員長、副委員長も紹介いたしますので、お二人からは、就任のご挨拶も併せてお願いします。

それでは、委員となりました皆様をご紹介します。お手元の資料2ページをご覧ください。委員については、まず野口委員長、國吉副委員長から紹介させていただき、その後、名簿の順に紹介させていただきます。私がお名前を紹介いたしましたら、お座りになられたままで結構ですので、一言ご挨拶をお願いします。

初めに、野口泰三委員長でございます。

(野口委員挨拶) 初めまして、座ったままで失礼いたします。野口泰三と申します。前期に引き続きまして、留任して委員となりましたが、今期につきましては、中村前委員長がご退任ということで、委員長を拝命しました。慣れないことで、皆様のご迷惑になるかもしれませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私自身については、千葉市内で弁護士をしております。弁護士会では子どもの権利委員会に所属しております。主に少年事件について活動しております。その関係で保護司もやっている次第です。前期まで調査委員でおりましたので、ある程度事情は分かっているつもりですが、重大事態自体は、継続して案件として上がっているということは把握しております。現在も継続中の案件がございますが、私自身、前期に引き続いて、関係当事者の気持ち、心情を真摯に受け止めて丁寧な調査を心掛けていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、國吉浩二副委員長でございます。

(國吉委員挨拶) 皆さん、おはようございます。昨年度に引き続きまして、副委員長を仰せつかりました。千葉大学教育学部教員養成開発センターに所属しています。國吉と申します。よろしくお願いいたします。

日頃は教育学部の学生に、いじめの法的な広さ、それから社会通念上の、その中にある、ちょっと狭めのいじめ。このギャップがかなりあるということで、教員になった時にこの法的なところで捉えて判断をしていくことが大切だということ、それから、いじめゼロとはなかなか難しいとは思われるので、いじめを発見するということがゼロになるというところの方が正しい表現になると思うので、いじめがあることを怖がるのではなくて、それを見逃してしまうことを怖がるようなそういう感覚でいてもらったらいいんじゃないかというような話をさせていただいています。判断の時には、自分の物差しではなくて、子どもの物差しになって、人によって感覚は違いますので、自分にとって大したことではないと思っても、「そんなこと大したことないよ。」というふうに言うのではなく、その子が困っているということに対して寄り添ってあげて、「そうだよね。」って言ってあげられるような先生になれるといいよねというようなお話をさせていただいています。

また、やがて大学を卒業して千葉市で採用になった時に、そういった先生方が増えるように努力していきたいと思います。微力ですが、何かご協力できることがあれば協力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、佐々木剛委員でございます。

(佐々木委員挨拶) 千葉大学医学部附属病院こどものこころ診療部・精神神経科の佐々木剛と申します。主に、精神科医療に関する分野、特に児童精神医学・医療の専門で、いじめは診療にも多く関連するところです。いじめを受けたとおっしゃるお子さんが来られたり、ご家族の方が相談に来られたりすることが多々あります。

この場でお伝えしたいのですが、学校の先生たちのメンタルヘルスもかなり心配しています。色々な調査をする過程の中でも明らかになってくるのですが、学校の先生が忙しくやっておられて、その勤務の時間の多さ、また、いじめ対策においても、本当に心身を疲弊するぐらい対応しているなということを強く感じます。

いじめに対しては、おそらく、お子さんご本人だけではなくて、家族、そして先生、その他様々な行政・福祉のことを考えてやっていく必要があると思いますので、医療の部分の観点もそうですけれども、より客観的な視点、冷静な視点をお伝えできればと思っていますところです。皆さんのお力お貸しください。よろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、西田祥子委員でございます。

(西田委員挨拶) 初めまして、弁護士の西田祥子と申します。こちらでは臨時委員はこれまでさせていただいておりましたが、いよいよ本委員ということで、よろしくお願いいたします。

千葉県弁護士会の子どもの権利委員会に所属しておりまして、子どもの権利委員会の中でも、まさにいじめなどの問題の担当副委員長をやっております。

いじめ防止対策推進法ができて10年以上経過していますけれども、まだたったの10年ということで、弁護士から見ても難しい法律というところがございます。重大事態調査を法律に則ってやっているんですけども、まだまだ手探りというか、調査をどうしていったらいいか、どう進めていったらいいかというのは、まだ発展途上と感じていますので、委員の先生方とよりよい調査、報告のあり方を一緒に検討して生み出していければと思っています。

また、「千葉県弁護士会で重大事態調査の委員を推薦してください。」と、県内の各自治体からたくさん推薦依頼がきます。その推薦の担当もやっていますが、千葉県弁護士会が推薦したものでも昨年3、40件ありました。そういう時代ですので、予防、重大事態にさせないということがとても大事だと私は感じております。他の委員の先生がおっしゃるように、学校の先生が気付いてくださって、重大事態にさせないということがもっとできるように。そして、学校の先生方が本当に、いじめ対応に疲弊しているということが、私も調査をしたり、いじめ予防事業などで学校にお邪魔したりして感じておりますので、先生方にいじめの対処のマニュアル化など、昔から早くできればいいと、法律の不備と合わせて感じております。長くなりましたが、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、愛甲修子委員でございます。

(愛甲委員挨拶) 初めまして、愛甲と申します。千葉県公認心理士協会の理事を今期担当していて、教育領域と子育て領域と福祉領域の委員をやっております。私の方は、最初、臨床心理士ができる前にスタートしたのが児童相談所の心理判定員という仕事だったんですけども、当時は虐待防止法もできていなくて、いろいろな治療がじっくりとできていたんですけど、今はとても忙しくなっていると聞いております。

その後、いろいろな仕事をしていて、小中学校のスクールカウンセラー、それは長い期間やってきたんですけども、今は、船橋市の小学校のスクールカウンセラーが週1で、あとは木更津工業高等専門学校という国立の5年制の学校の学生相談室で20年ほど働いております。

ちょっと話が飛ぶのですが、千葉県公認心理師協会の教育領域もやはり弁護士会と同じ状況で、第三者委員の依頼が多くて、なかなか賄いきれないぐらいたくさん来ております。私もまだ2回しか経験がないんですけども、そこで感じたのは、先生方が一生懸命やっても、どうしても、重大事態にならざるを得ないというか、保護者との関係などでそういうことも生じる場合があるということを感じています。また、日々の仕事の大変さもあり、学校の先生方の疲弊感というのが、身に染みて感じる人が多い昨今です。

今回、千葉市の委員を任命されたのは初めてなので、まだ右も左も分からない状態ですけども、心強い委員の先生方と一緒に、できる限り、頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、教育委員会職員の紹介ですが、こちらは、お手元、2頁の資料をもって紹介にかえさせていただきます。それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、委員長をお願いいたします。

(5) 委員会の運営について

(野口委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。まず、5委員会の運営について、事務局より説明をお願いします。

(宮本主任指導主事) それでは、まず資料3頁、「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重点事項のみ説明いたします。第1条では、本委員会の設置目的について示しております。第2条では、本対策調査委員会が取扱う いじめ等による重大事態の定義について示しております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した事故を対象としております。第3条では、委員会の所掌事務を定めております。

(1) が対策についての審議について、(2) から(4) が、調査についての審議について定めております。第4条から第6条においては、委員会の組織や会議等について定めております。対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年、また、第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。第7条では、調査に関して定めております。第8条では、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

7頁をお開けください。「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」については、平成29年の4月1日第1回の本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱です。

8頁をお開けください。「資料3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定する、いじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、12頁をお開けください。「資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」をご示しております。重点事項のみ説明いたします。本委員会は中央の色を塗ったところに位置づけられております。本市の「いじめ防止等の対策」を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、問題解決のための方策や再発防止策を提言します。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」がございます。いじめ等による重大事態の再調査を行う機関ですので、左側の「重大事態等への対処」の欄に位置づけられております。右側の下にあります「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、警察関係者、

関係各課等が連携を図り、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を行う機関ですので、右側の「いじめ防止等の対策」の欄に位置付けられております。

続いて13頁には「資料5」として「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、ご参照ください。説明は以上です。

(野口委員長) 何か、意見等がありますか。続きまして「6 本市のいじめ防止対策等について」、事務局より説明をお願いします。

(6) 本市のいじめ防止対策等について

(宮本主任指導主事) 14頁「資料6 千葉市いじめ防止基本方針」です。これは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。これに加えて37頁「資料7 いじめ対応マニュアル」、56頁「資料8 学校いじめ防止基本方針策定の手引き」等を参照し、各学校において61頁「学校いじめ防止基本方針」、67頁「学校いじめ防止指導計画」を策定し、学校ホームページにて公開しております。

また、教育委員会では、「生徒指導調査研究委員会」を設置し、生徒指導に関する調査研究を行い、報告書を作成し、各学校の指導の参考になるよう努めております。昨年度は「校内における教室以外の教育機会の提供について」をテーマに報告書を作成しました。資料68頁にはダイジェストを載せておりますので、ご参照ください。

資料71頁「いじめ被害児童生徒報告書」をご覧ください。令和4年度より、様式1の「月例報告」だけでなく、様式2の「随時報告」を加え、校内対策委員会で新たないじめ事案を協議したのち、教育支援課の方に報告するシステムに変更しました。このことより、今まで以上に早く委員会にいじめ事案の報告ができるようになりました。また、随時報告の内容を受けて、指導主事が学校等に現状を確認し、必要に応じて助言をしております。

資料77頁をご覧ください。令和4年度に、本委員会で定めました「いじめの重大事態に関する調査結果公表ガイドライン」を掲載させていただきました。説明は以上です。

(野口委員長) ご説明ありがとうございました。只今、説明していただいた内容について、何かご意見等がございますか。次に協議に移ります。この後は、個別の事案協議となりますので、今回、傍聴人の方はいらっしゃらないと伺っておりますが、万が一いらっしゃる場合にはご退出をお願いします。

(7) 協議

議題(7)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。